

株主コミュニティに関する取扱要領

株式会社しん証券さかもと

株式会社しん証券さかもと（以下、「当社」といいます。）は、日本証券業協会（以下、「協会」といいます。）の自主規制規則「株主コミュニティに関する規則」に基づき、当社が運営する株主コミュニティに関して、この取扱要領を定め、公表いたします。

株主コミュニティとは、金融商品取引業者が非上場株式の銘柄ごとに株主コミュニティを組成し、これに参加する投資者に対してのみ投資勧誘を認める仕組みです。また、個別銘柄に関する事項については、それぞれの契約締結前交付書面にて説明を行います。

1. 法令遵守等

当社は、協会より運営会員としての指定を受けて、銘柄ごとに株主コミュニティの組成・運営を行います。また、株主コミュニティについては法令規則等を遵守しながら適正に運営するための態勢を整備し、株主コミュニティにおける取引を公正且つ円滑に行います。

2. 銘柄及び発行者の審査等

- (1) 当社は、株主コミュニティを組成しようとする店頭有価証券及びその発行者につき、当社の社内規程に従い、次の①から⑥に掲げる事項について厳正に審査します。
 - ①発行者及びその行う事業の実在性
 - ②発行者の財務状況
 - ③発行者の法令遵守状況を含めた社会性
 - ④発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
 - ⑤当社と発行者との利害関係の状況
 - ⑥当該有価証券に投資するにあたってのリスク
- (2) 当該審査においては、発行者が作成する有価証券報告書その他発行者に関する資料の精査及び発行者の所在地への訪問や発行者の担当者へのヒアリング等を実施します。
- (3) 当社は、有価証券報告書を作成していない発行者及び有価証券に係る券面を発行していない銘柄の株主コミュニティは組成しません。また、募集等の取扱い等は行いません。
- (4) (1)－④については、発行者及びその関係者（発行者と支配関係等のある会社や発行者の役員、主な取引先や主要株主など）が反社会的勢力との関係性（資本関係、人的関係及び取引関係等）を有していないかを審査します。
- (5) 協会の自主規制規則「株主コミュニティに関する規則」により経過措置を設けられている銘柄以外の銘柄の株主コミュニティを組成する際は、当該銘柄の発行者との間で、書面による「反社会的勢力排除のための契約」を締結します。
- (6) 審査の記録は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電磁的方法により、当該審査を終了した日又は株主コミュニティを解散した日のうちいずれか遅い日から5年を経過する日ま

での間、これを保存します。

3. 株主コミュニティ銘柄に関する情報の一般公表等

(1) 当社が、株主コミュニティに参加していない投資者を含む、すべての投資者に対して当社が行う情報の一般公表の内容は、以下のとおりとします。

- ①当社が取り扱う株主コミュニティ銘柄の銘柄名
- ②当該株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を掲載するウェブページのURL (Web サイトを持たない発行者にあつては、代表電話番号)
- ③当該株主コミュニティ銘柄の発行者の株主に対する特典 (株主優待制度等)
- ④後述4. (1) ⑦に規定する当該株主コミュニティの組成の目的に適した参加に関する勧誘の相手方となるお客様の属性を定めた場合には、その内容
- ⑤当該株主コミュニティ銘柄の発行者の業種
- ⑥当該株主コミュニティ銘柄の発行者の本店所在地
- ⑦当該株主コミュニティ銘柄の発行者の事業概要
- ⑧当該株主コミュニティ銘柄の発行者の金商法第24条第1項に規定する有価証券報告書の提出義務の有無

(2) (1) に掲げる事項は、本支店の店頭に掲示します。

(3) 株主コミュニティに参加していない投資者から、(1) に掲げる事項以外の情報の提供を求められた場合、次に掲げる情報を提供します。

- ①当該株主コミュニティ銘柄の発行者が公告した若しくは公衆の縦覧に供している情報又は不特定多数の者が閲覧できるWebページに掲載している情報
- ②当該株主コミュニティ銘柄の発行者が、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の方へ提供することに同意した情報
- ③当該株主コミュニティ銘柄の約定に関する情報

(4) 株主コミュニティ銘柄の取扱いについてのお問い合わせは、当社の本支店でお受けします。

4. 株主コミュニティへの参加手続き及び参加に関する勧誘の禁止

(1) 株主コミュニティへの参加は原則として投資者の自己申告に基づくものとされておりますので、当社は原則として、株主コミュニティへの参加に関する勧誘は行いません。ただし、投資者が次のいずれかに該当する場合には参加に関する勧誘を行うことがあります。

- ①当該株主コミュニティ銘柄の保有者
- ②当該株主コミュニティ銘柄の発行者の役員または従業員
- ③前号に掲げる者であった者
- ④②に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
- ⑤当該株主コミュニティ銘柄の発行者の被支配会社等 (金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 (以下「定義府令」といいます。) 第6条第3項に規定する被支配会社等をいいます。) または関係会社 (定義府令第7条第2項に規定する関係会社をいいます。) の役員または従業員

⑥特定投資家

⑦当該株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券に該当し、且つ、発行者との協議の上、あらかじめ当該株主コミュニティの組成の目的に適した参加に関する勧誘の相手方となるお客様の属性を定める場合は、そのお客様

(2) 投資者が株主コミュニティに参加する場合の手続きの概要・手順は、次のとおりです。

①投資者から株主コミュニティ銘柄についてお問い合わせを受けます。なお、4.(1)に規定する株主コミュニティへの参加勧誘基準を満たしている方には、当社から株主コミュニティへの参加勧誘を行うことがあります。

②当該銘柄は株主コミュニティ銘柄であって、株主コミュニティ制度に基づいて情報提供及び売買が行われていること、当該銘柄に関する情報の提供・売買を希望する場合は株主コミュニティに参加する必要がある旨を説明します。

③投資者が株主コミュニティへの参加を希望された場合は、次に掲げる事項について情報を提供します。

イ当該株主コミュニティ銘柄の発行者の事業年度、定時株主総会の時期及び定時株主総会の議決権の基準日等の株主コミュニティ銘柄の発行者に関する基本的な情報
ロ発行者に関する情報(有価証券報告書等)を参加者が閲覧する方法として、当社本支店に当該情報を備えおき、当該参加者のみが閲覧可能とし、希望により書面での交付により情報提供を行います

ハ株主コミュニティの参加者に対しては、イに係る情報のほか、後述5.(1)に規定する情報を、5.(2)に掲げる方法により提供を行います

④投資者は、「株主コミュニティ銘柄の取引に関する参加申請書兼確認書」を当社に差し入れます。

⑤当社は、参加申込された投資者が以下の取引開始基準に適合するかを確認うえ、参加手続きを行います。なお、株主コミュニティ参加にあたっては当社において取引口座の開設をお願いします。

イ株主コミュニティ制度の趣旨を理解できること

ロ株主コミュニティ銘柄の発行者が当該株主コミュニティへの参加を認めた者であること
ハ現在既に株主であること、株主でない場合には、当該株主コミュニティ銘柄に投資するリスクを理解し、それを受容できる方

ニ買付代金又は売却株券の前金・前受が受容できること

ホ反社会的勢力に関係しない方

ヘその他当社が必要と認める事項

⑥株主コミュニティ参加者となった投資者の方には、銘柄ごとの「契約締結前交付書面」を取引の都度、交付し説明します。また、当該株主コミュニティの注文状況についてお伝えするとともに、後述5.(1)に規定する情報の提供を行い、売買の受託等を行います。

(3) 株主コミュニティへの参加を希望する投資家からのお問い合わせは、当社営業部にてお受けいたします。

5. 株主コミュニティの参加者に限定して行う発行者等に関する情報の提供・閲覧に関する事項

(1) 当社は、株主コミュニティに参加する投資者に対し、次に掲げる情報を提供します。

- ①有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書（金融商品取引法の規定により四半期報告書を任意に提出する場合にあっては、当該四半期報告書）、臨時報告書、訂正報告書（以下、「有価証券届出書等」という）を作成する発行者においては、その情報
 - ②前各号に掲げる情報以外の情報で、当社が取得し、参加者に提供することが適当と認められる情報
- (2) (1) の情報については、遅滞なく取得し、印刷の上営業部店に備えおき、株主コミュニティの参加者のみ閲覧できるようにします。
- (3) (1) の情報については、株主コミュニティの参加者が希望すれば、店頭での閲覧または書面での交付により情報提供を行います。

6. 株主コミュニティ銘柄の取引及び受渡し

- (1) 参加者からの株主コミュニティ銘柄の取引に関する問い合わせ及び注文は、当社営業部店においてお受けします。株主コミュニティ銘柄の取引の際には、当社が定める株主コミュニティの取引開始基準をはじめとする適合性の確認を行い、次に掲げる不正行為に該当しないかを確認します。
- ①金融商品取引法第157条の不正行為や158条の風説の流布等の禁止行為
 - ②協会の自主規制規則「株主コミュニティに関する規則」に基づく禁止行為
- (2) 実際の売買は次のとおり行います。
- ①受渡日は、原則として約定日の3営業日（当社休業日を含めません。）目以降です。
 - ②買付代金は、原則として約定日までに入金していただきます。
 - ③売付券面は、予めお預かりし、事故の有無等を確認したうえで約定します。
 - ④売買は、原則として当社との相対取引となり、買付の場合は買付代金のみをお支払いいただきます。また、売付の場合は、原則として受渡日以降に売付代金を銀行振込にてお支払いします。
 - ⑤買付券面は、原則として受渡日以降にお引き渡しします。その際、同時に名義書換することをお勧めします。なお、当社では名義書換業務は取扱いしておりません。

7. 株主コミュニティからの脱退

- (1) 株主コミュニティの参加者が当該株主コミュニティから脱退する際は、「株主コミュニティ脱退申請書」を当社に差し入れます。その際、約定していない注文は失効します。
- (2) 当社は次に掲げる事項が生じた場合、(1)の規定に関わらず、参加者が当該株主コミュニティから脱退したものとします。その際、約定していない注文は失効します。
- ①株主コミュニティ参加者が亡くなられたことを当社が確認した場合
 - ②参加者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合
 - ③8. 株主コミュニティの解散の規定により、株主コミュニティが解散した場合
 - ④参加者が4.(2)⑤に規定する取引開始基準に適合しないこととなった場合
 - ⑤売却限定参加者が株主コミュニティ銘柄を保有しないこととなった場合
 - ⑥その他当社が定める事由が発生した場合
- (3) 株主コミュニティからの脱退に関するお問い合わせは、当社営業部店でお受けします。

8. 株主コミュニティの解散

当社は、次に掲げる事項が発生した場合は、株主コミュニティを解散し、速やかに当該事実を当社Webサイト（<http://shin-sec-sakamoto.jp>）に掲示するとともに、書面により当該株主コミュニティの参加者に通知します。株主コミュニティが解散した場合は、全参加者が当該コミュニティを脱退したこととなり、その時点で約定していない売買申込みは失効します。

- ①発行者が取引所金融商品市場又は外国金融商品市場に上場した場合
- ②発行者が解散した場合
- ③発行者が破産手続、再生手続又は更生手続等の開始の申立てをした又は申立てがなされた場合
- ④発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合
- ⑤当社が日本証券業協会から運営会員としての指定を取り消された場合
- ⑥発行者と当社の間で締結された株主コミュニティの運営に関する契約が終了した場合
- ⑦その他、当社が株主コミュニティを解散することが相当であると認める事由が発生した場合

9. 問い合わせ先

当社取扱いの株主コミュニティ銘柄に関するお問い合わせについては、下記の営業部店にてお受けします。

【株式会社しん証券さかもと】

○本店	石川県金沢市駅西本町1丁目11番24号	☎076-222-8088
○金沢営業部	石川県金沢市駅西本町1丁目11番24号	☎076-261-6151
○羽咋営業所	石川県羽咋市千里浜町ル2-18	☎0767-23-4189
○白山営業所	石川県白山市西新町41	☎076-287-5731
○小松支店	石川県小松市浜田町口34番1	☎0761-24-1560
○富山営業部	富山県富山市本町9番10号 大同生命富山ビル1階	☎076-432-1170
○高岡支店	富山県高岡市末広町6番地の8	☎0766-23-2500
○南砺支店	富山県南砺市福光6956	☎0763-52-1133

付 則

2023年2月8日制定

2023年5月1日改訂